

訪問看護重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業所名	公益財団法人操風会 訪問看護リハビリステーションたんぽぽ
所在地	岡山市中区倉田 567-1
介護保険 事業所番号	岡山県指定 3360190247
事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 ・指定定期巡回型・随時対応型訪問介護看護
連絡先	電話・FAX 086-276-6051
管理者	谷部 明子
営業日	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 事業所の営業時間以外は携帯電話で対応（緊急時加算が必要です）
定休日	日曜、祝日および12月29日から1月3日まで
サービスを提供する地域	通常の事業の実施地域は、高島竜操中学・操山中学・富山中学・東山中学・岡輝中学・桑田中学・旭東中学・福南中学・福浜中学・芳泉中学・芳田中学・西大寺中学学区

2. 職員体制

管理者（看護師）、看護師 8 名（常勤 8 名）、理学療法士 2 名（常勤 2 名）、作業療法士 2 名（常勤 2 名）、言語聴覚士 1 名（常勤 1 名）

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お申し込みは訪問看護ステーションまたは主治医、介護支援専門員にご相談ください。

訪問看護・介護予防訪問看護を利用する場合は、主治医の指示書が必要です。

指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は一ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします）

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

4. 訪問看護サービスの内容

- ・ 身体状況や病状の観察、健康管理
- ・ 栄養、清潔、排泄のお世話・褥瘡予防・処置
- ・ 機能訓練などのリハビリテーション
- ・ ターミナル期患者の看護
- ・ 認知症の方への看護
- ・ 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・ 在宅療養生活や介護方法に関するご相談や助言・指導
- ・ カテーテル管理や医療処置・医療機器の管理（主治医の指示がある場合）

利用料金

保険種別 など	介護保険による訪問看護 (介護予防訪問看護を含む)	医療保険(老人保健・健康保険)に よる訪問看護
訪問看護を 利用できる 方	介護保険の被保険者で、要介護状態等 の認定を受けて主治医が訪問看護・介護 予防訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対称でない(非該当)方 ② 介護保険の利用者のうち、厚生労働 大臣が特に定めた疾患や状態の方
利用料金	介護報酬告示上の額のうち厚生労働大 臣が定める負担割合を自己負担 訪問看護 1 割負担の場合 30 分未満の看護 487 円(467 円)/1 回 ・30 分以上 60 分未満の看護 847 円(817 円)/1 回 ・1 時間以上 1 時間 30 分未満 1158 円(1,119 円)/1 回 訪問リハビリ 1 割負担の場合 ・20 分以上 307 円(296 円)/1 回 ・40 分以上 613 円(593 円)/1 回 ・60 分以上 816 円(766 円)/1 回 ※()内は要支援の場合の料金です サービス提供体制強化加算を6単位/回 を加算させていただきます。 夜間・早朝(18～22 時・6～8 時) 料金は 1.25 倍 深夜(22～6 時)料金は 1.5 倍 特別管理加算のある場合 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けて いる状態や留置カテーテル等を使用して いる場合 500 円/月 在宅酸素療法指導等を受けている状態 や真皮を超える褥創の状態の場合 250 円/月 緊急時訪問看護加算 613 円 ターミナルケア加算 2,553 円/月 退院時共同指導加算 613 円/回 初回加算 307 円/初回月 退院時に看護師が訪問した場合は 358 円/初回月 看護・介護職員連携強化加算 256 円/月 ・定期巡回・随時訪問介護看護による サービス(連携元との契約が必要です) 要介護 1～4 3,075 円/月+加算 要介護 5 3,840 円/月+加算 サービス提供体制強化加算を 50 単位/月 を加算させていただきます。	診療報酬の該当保険の一部負担金分を 自己負担 後期高齢保険:一般の方は 1 割負担 所得に応じて 2 割負担 3 割負担 健康保険:該当の負担割合分 基本療養費・管理療養費 24 時間対応体 制、医療機器の管理、市町村への情報提 供を含みます。 90 分以上の訪問の場合、週 1 回に限度を 持って 5,200 円加算 営業時間外に訪問した場合、通用の料金 に 3,000 円加算 退院時共同指導加算 8,000 円 (特別管理加算算定している方 10,000 円 訪問看護基本療養費、管理療養費含む (週 3 日目までの訪問) 月の初回訪問 13,220 円/回 月の 2 回目からの訪問 8,550 円/回 (週 4 日目以降の訪問) 9,550 円/回 24 時間対応加算 6,800 円/月 特別管理加算 (Ⅰ) 5,000 円/月 特別管理加算 (Ⅱ) 2,500 円/月 岡山市への情報提供 1,500 円/月 訪問看護ターミナルケア療養費 25,000 円/月 外泊時の訪問看護基本療養費 8,500 円 退院支援指導加算 6,000 円 夜間・早朝訪問看護加算 (6 時～8 時・18 時～22 時) 2,100 円 深夜訪問看護加算 (22 時～6 時) 4,200 円 精神科訪問看護基本療養費 (週 3 日目までの訪問) 30 分以上の初回訪問場合 13,220 円 30 分以上の 2 回目からの訪問 8,550 円 30 分未満の訪問場合初回 11,920 円 30 分未満の訪問場合 2 回目から 7,250 円 (週 4 日目以降の訪問) 30 分以上の場合 9,550 円 30 分未満の場合 8,100 円 複数名精神訪問看護加算 1 日 1 回訪問 4,500 円 1 日 2 回訪問 9,000 円

		1日3回以上訪問 14,500 円
その他	交通費はサービス提供地域にお住まいの方は無料です 1時間30分を越える訪問看護の場合 1回につき300円加算 緊急時の訪問はかかった時間に応じての料金になります 死後の処置料は10,000円と交通費 (営業時間外の場合は3,000円追加)	交通費はステーションからの片道距離に応じて1回ごとに必要です 片道2km未満 320円/1回 片道2km以上4km未満 550円/1回 片道4km以上6km未満 870円/1回 片道6km以上8km未満 1,190円/1回 片道8km以上10km未満 1,500円/1回 片道10km以上 1,700円/1回 死後の処置料 10,000円

* 各種保険のほか、公費負担医療制度もお取り扱いしています。

* 訪問看護ステーションのリハビリテーションをご利用になる利用者については、訪問看護サービスの開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、評価を行います。理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。

【保険外訪問看護サービス】

有料での訪問看護を希望される方へ訪問いたします(外出時の付き添いなど)。

(1)利用料

30分未満5,000円、30分以上1時間未満8,000円、1時間以上は30分増すごとに1,500円の加算、夜間早朝は単価の1.25倍、深夜は単価の1.5倍となります。

付き添い等に伴う交通費も実費で請求させていただきます。

(2)交通費 医療保険に準じた交通費の実費が必要です。

- * サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様の負担となります。
- * 毎月10日以降に前月分の請求書を作成いたします。お申し出のあった口座からの自動払込または指定口座に振込をお願い致します。入金確認後に領収書を発行いたします。
(領収書の再発行はいたしません)。

6. 当事業所の運営方針

利用者の立場に立ち、質の向上を心がけ訪問看護・リハビリを実施します

7. 事故発生時の対応

- (1)当事業所は、利用者へ指定訪問看護を提供中事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うと共に、適切な対応をいたします。
- (2)当事業所は、利用者へ指定訪問看護を提供中賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 緊急時の対応方法

指定訪問看護を提供中に、利用者の病状に急変、その他急変事態が発生した時は、必要に応じて応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、適切な処置を行うこととする。また緊急連絡先に連絡いたします。

主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
利用者の 緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

9 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を選定し、従事者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を行います。
- (2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たり、当事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 成年後見制度の活用支援

- (1) 適切な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

11 非常災害対策

- (1) 災害の状況により、出来る限りの安全確保した上で、訪問看護を打ち切ることもあります。
- (2) 実際に地震等の災害が発生した時、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。
- (3) 災害のための緊急依頼は対応できません。
- (4) 緊急連絡先

非常災害時のキーパーソン	
家族の連絡先	
主治医	
災害避難場所	

12 サービス内容に関する苦情

訪問看護サービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。市、国保連合会の相談苦情窓口等に相談することもできます。訪問看護の提供に関するご相談やご意見などのお申し出があった場合、誠意を持って速やかに対応させていただきます。

当事業所 サービス相談窓口	受付時間	8:30～17:30
	電話番号	(086)276-6051
	相談担当者	谷部 明子
岡山市 事業者指導課	受付時間	9:00～17:00
	電話番号	(086)212-1012
岡山県 国民健康保険団体 連合会	受付時間	9:00～17:00
	電話番号	(086)223-8811
岡山県 介護保険課	受付時間	9:00～17:00
	受付番号	(086)803-1240

13 ご利用にあたってのお願い

- ・保険証や医療受給者証等の確認をさせていただきます。これらの書類について、内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- ・やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。

2025 年 7 月 1 日作成

同意書

令和 年 月 日

【事業者】

当事業所は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、
ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

事務所所在地 岡山市中区倉田567-1

名称 公益財団法人 操風会 訪問看護リハビリステーション たんぽぽ

説明者 氏名 印

【ご利用者】

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から
説明を受け、了承しました。

ご利用者 住所 _____

氏名 印

ご利用者の家族 住所 _____

又は代理人 氏名 印

続柄 _____